

# 審議会等の設置及び運営に関する基本指針

## 1 趣旨

県民中心の県政の推進にあたって、「外の風」を県庁に持ち込むことは極めて重要なことから、県政の様々な分野で、有識者、専門家、利害関係者、県民の代表等の意見に耳を傾けることが必要である。こうした観点から、法律や条例に基づく附属機関や、要綱等に基づく委員会、懇談会等が設置され、多様な意見を県政に反映させるという点では一定の効果을上げているところである。

他方、これらの機関が必要以上に多数設置され、行政の責任を曖昧にする手法として使われている、審議が形式的に行われている、縦割り行政を助長している等といった指摘もある。また、委員については、県からの就任依頼の結果として、一部の県民に偏っている状況もある。

これらを踏まえ、「審議会等の設置及び運営に関する基本指針(以下「指針」という。)」を策定し、審議会等の適正な設置及びその効率化や活性化を促進し、県民中心の県政の実現を図るものとする。

## 2 定義

この指針の対象とする「審議会等」とは、次に掲げる機関とする。

### (1) 附属機関

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された機関で、別表1に定めるものをいう。

### (2) 附属機関に準ずる機関

各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、県政に県民や有識者等の意見を反映させることを目的として、要綱・要領等により設置された審議会、委員会、協議会等の機関であって、県職員、関係行政機関の職員のみによって構成されているもの、国や地方公共団体、関係団体の代表等で主として構成され、相互の連絡調整や啓発等を主たる内容としたものを除く、別表2に定めるものをいう。

## 3 新たな審議会等の設置

(1) 審議会等を新たに設置しようとする場合は、他の審議会等と設置目的又は所掌事務が重複していないか、他の行政手段(アンケート、パブリックコメント、関係者からの意見聴取等)の方がより効果的に目的が達成できないかを十分に検討するものとする。

(2) 審議等の対象となる事項が臨時的なものである審議会等を新たに設置しようとする場合には、必ず設置期限を明示するものとする。

## 6 審議会等の運営

審議会等の運営に当たっては、実質的な審議が円滑に行われるよう、以下の点に留意し、委員の意見や提言等は、十分に県政に反映するものとする。

- (1) 委員に対して審議のために必要な情報を積極的に提供すること。
- (2) 会議資料は、図や表を活用するなど、簡潔かつ分かりやすい資料の作成を行うとともに、委員が審議事項について十分検討できるよう開催前に配付すること。
- (3) 会議の時間は、審議内容等に応じて適切な時間を設けること。
- (4) 経過等が明確となるよう、会議後すみやかに会議記録を作成すること。
- (5) 必要に応じて下部機関（分科会、部会等）を設置すること、あるいは、審議内容ごとに担当委員を特定することなどにより弾力的、機動的な運営を図ること。
- (6) 「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、会議を公開し、開催日の1週間前に周知するとともに、公開した会議で配布した資料及び審議結果は、会議終了後速やかに県情報センターで閲覧に供し、県ホームページに掲載すること。また、会議を非公開とした場合であっても、会議録の概要を公開するように努めること。

## 7 協議等

- (1) 審議会等を所管する課（地方機関を除く。）等の長は、次に掲げる項目について行政企画課長にあらかじめ協議を行うものとする。
  - (ア) 新たな審議会等の設置
  - (イ) 20名を超える委員の任命
  - (ウ) 県職員の委員の任命
  - (エ) 任期終了によって10年を超える期間継続することになる委員の再任
  - (オ) 兼任数が5以上の委員の任命
- (2) 審議会等を所管する課（地方機関を除く。）等の長は、審議会等の設置、廃止及び統合並びに委員の任命を行った場合は、速やかに行政企画課長に報告するものとする。

## 8 その他

この指針に定めるものの他、この指針の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 9 適用期日

この指針は、平成17年2月21日から適用する。

#### 4 既に設置されている審議会等の見直し

既に設置されている審議会等で、次のいずれかに該当するものについては、それぞれ廃止、統合又は休止を行うものとする。

##### (1) 廃止

- (ア) 所期の目的が達成されたもの。
- (イ) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの。
- (ウ) 過去3年間開催実績がないなど、活動が著しく不活発で、今後も活動の見込みがないもの。
- (エ) 他の行政手段(アンケート、パブリックコメント、関係者からの意見聴取等)の方が県民等の意見の聴取・反映方法として効果的なもの。

##### (2) 統合

設置目的、所掌事務及び構成員が他の機関と類似又は重複しているもの。

##### (3) 休止

将来的には活動が見込まれるものの、当面の具体的な審議事項が予定されていないもの。

#### 5 審議会等の委員の任命等

委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が適正な構成になるように配慮するとともに、法令又は条例に定めがある場合を除き、次に掲げる事項にも留意するものとする。

- (1) 審議会等の機能が十分に発揮されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 「審議会等における女性委員の登用推進要綱」に基づいて、委員に女性を積極的に登用すること。
- (3) 委員の数は、必要最小限にとどめ、最大でも20名以内とすること。ただし、県が民間団体等と共同して取組みを実施するための機関として設置する場合、委員数を20名以内とする下部機関(分科会、部会等)を設置する場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 委員には、県職員を任命しないこと。ただし、県が民間団体等と共同して取組みを実施するための機関として設置する場合、県職員としての属性以外に着目して県職員を任命する場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 委員の任期は、2年以内とすること。また、再任は妨げないが、10年を超える期間継続して任命しないこと。ただし、特定の専門的知識・経験を必要とするために他に代わる者を任命できない場合、民間団体等の長を任命する必要がある場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (6) 同一人が就任することができる審議会等の総数は、5までとすること。ただし、特定の専門的知識・経験を必要とするために他に代わる者を任命できない場合、民間団体等の長を任命する必要がある場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

表1 附属機関(法律又は条例に基づき設置された機関)

(H17.2.21現在)

番号	部局名	事務局担当課	名称	委員			設置根拠				
				委員数の上限	委員数	委員の任期	法必置	法のできる規定による条例設置	条例設置	要綱等による設置	設置根拠となる法令、要綱等の名称
附属機関(地方自治法第138条の4第3項)											
1	総務部	県政情報課	大分県情報公開審査会	5	5	2年					大分県情報公開条例
2		県政情報課	大分県個人情報保護審議会	7	7	2年					大分県個人情報保護条例
3		人事課	大分県特別職報酬等審議会	10	10	2年					大分県特別職報酬等審議会条例
4		人事課	大分県公務災害補償等認定委員会	5	5	3年					議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
5		人事課	大分県公務災害補償等審査会	3	3	3年					議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
6		市町村振興局	大分県固定資産評価審議会	12	12	2年					地方税法
7		市町村振興局	大分県本人確認情報保護審議会	6	6	2年					住民基本台帳法
8	企画振興部	企画調整課	大分県総合開発審議会	70	-	-					国土総合開発法、大分県総合開発審議会条例
9		文化振興課	大分県文化振興県民会議	20	17	2年					大分県文化振興条例
10		観光・地域振興局	大分県沿道景観保全審議会	10	10	2年					大分県沿道景観保全条例
11		観光・地域振興局	大分県自然環境保全審議会	60	41	2年					自然環境保全法、大分県自然環境保全審議会条例
12		観光・地域振興局	大分県観光審議会	30	-	2年					大分県観光審議会条例
13	福祉保健部	福祉保健企画課	大分県社会福祉審議会	(40)	35	3年					社会福祉法、社会福祉審議会条例
14		福祉保健企画課	大分県保健所運営協議会(9保健所)	30	11~18 計126	2年					地域保健法、大分県保健所運営協議会条例
15		医務薬事課	大分県医療審議会	21	18	2年					医療法、大分県医療審議会要綱
16		医務薬事課	大分県准看護師試験委員	15	10	1年					保健師助産師看護師法、大分県准看護師試験委員条例
17		医務薬事課	大分県地方薬事審議会	20	-	2年					薬事法、大分県地方薬事審議会設置条例
18		医務薬事課	大分県麻薬中毒審査会	5	-	-					麻薬及び向精神薬取締法、大分県麻薬中毒審査会条例
19		健康対策課	大分県精神保健福祉審議会	20	19	3年					精神保健福祉法、大分県精神保健福祉審議会条例
20		健康対策課	大分県精神医療審査会	-	15	2年					精神保健福祉法、同法施行令
21		健康対策課	大分県結核診査協議会(9保健所)	45	各5 45	2年					結核予防法、大分県結核診査協議会条例
22		健康対策課	大分県感染症診査協議会(9保健所)	54	各6 54	3年					感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律、大分県感染症診査協議会条例
23		高齢者福祉課	大分県介護保険審査会	24	24	3年					介護保険法、大分県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例
24		高齢者福祉課 課内保医療	大分県国民健康保険審査会	9	9	3年					国民健康保険法
25		子育て支援課	大分県保育士試験委員	10	-	2年					児童福祉法
26		障害福祉課	大分県障害者施策推進協議会	20	20	2年					障害者基本法、大分県障害者施策推進協議会条例
27	生活環境部	生活環境企画課	大分県環境審議会	30	21	2年					環境基本法、水質汚濁防止法
28		生活環境企画課	大分県環境影響評価技術審査会	15	12	2年					大分県環境影響評価条例
29		県民生活・男女共同参画課	大分県消費生活審議会	30	21	2年					大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例
30		県民生活・男女共同参画課	大分県消費者苦情処理委員会	5	5	2年					大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例
31		県民生活・男女共同参画課	大分県男女共同参画審議会	20	20	2年					大分県男女共同参画推進条例
32		県民生活・男女共同参画課	大分県交通安全対策会議	-	20	-					交通安全対策基本法
33		青少年・学事課	大分県青少年問題協議会	20	20	2年					地方青少年問題協議会法 大分県青少年問題協議会設置条例
34		青少年・学事課 課内学振興室	大分県私立学校審議会	20	12	4年					私立学校法
35		環境保全課	大分県公害審査会	15	10	3年					大分県公害紛争処理条例
36		環境保全課	大分県健康被害認定審査会	10	-	2年					大分県公害被害救済措置条例
37		消防防災課	大分県防災会議	一部上限あり	46	一部2年					災害対策基本法、大分県防災会議条例、大分県防災会議規程
38		消防防災課	大分県石油コンビナート等防災本部	一部上限あり	24	一部2年					石油コンビナート等災害防止法 大分県石油コンビナート等防災本部条例
39		食品安全・衛生課	大分県生活衛生適正化審議会	20	-	2年					生活衛生環境営業の運営の適正化及び振興に関する法律、大分県生活衛生適正化審議会条例

1 「委員数の上限」における( )書きについては、要綱等の規定による上限数

2 「委員数」に「-」の記載のある審議会等は、実質的に休止中のもの又は審議事項が生じた場合に委員の委嘱等を行うもの

表1 附属機関(法律又は条例に基づき設置された機関)

(H17.2.21現在)

番号	部局名	事務局担当課	名称	委員			設置根拠				
				委員数の上限	委員数	委員の任期	法必置	法のできる規定による条例設置	条例設置	要綱等による設置	設置根拠となる法令、要綱等の名称
40	商工労働部	商工労働企画課	大分県中小企業調停審議会	7	-	2年					中小企業団体の組織に関する法律第81条、中小企業等協同組合法第9条の2の2第4項、大分県中小企業調停審議会条例
41		商業・サービス振興課	大分県大規模小売店舗立地審議会	6	6	2年					大分県大規模小売店舗立地審議会条例
42		労政能力開発課	大分県職業能力開発審議会	15	15	2年					職業能力開発促進法 大分県職業能力開発審議会条例
43	農林水産部	農林水産企画課	大分県食料・農業・農村政策審議会	30	25	2年					大分県食料・農業・農村政策審議会条例
44		研究普及課	大分県改良普及員資格試験審査委員会	15	6	1年					大分県改良普及員資格試験条例 大分県改良普及員資格試験条例施行規則
45		農山漁村支援課	大分県農業共済保険審査会	9	-	-					農業災害補償法、地方自治法
46		農産振興課	大分県卸売市場審議会	25	19	2年					大分県卸売市場審議会条例
47		安全流通課	大分県森林審議会	15	15	2年					森林法第68条
48		林業管理課	大分県林業改良普及員資格試験審査	10	6	-					大分県林業改良普及員資格試験条例
49		漁業管理課	大分県漁業被害認定審査会	10	10	2年					大分県公害被害救済条例
50	土木建築部	土木建築企画課	大分県建設業審議会	20	16	2年					建設業法、大分県建設業審議会条例
51		土木建築企画課	大分県建設工事紛争審査会	15	10	2年					建設業法
52		用地対策課	大分県土地収用事業認定審議会	7	7	2年					土地収用法
53		河川課	大分県水防協議会	16	16	2年					水防法、大分県水防協議会条例
54		港湾課	大分県地方港湾審議会	30	20	2年					港湾法
55		都市計画課	大分県都市計画審議会	25	21	2年					都市計画法、大分県都市計画審議会条例
56		都市計画課	大分県開発審査会	7	7	2年					都市計画法、大分県開発審査会条例
57		都市計画課	大分県国土利用計画審議会	25	17	3年					国土利用計画法、大分県国土利用計画審議会条例
58		都市計画課	大分県土地利用審査会	7	7	3年					国土利用計画法、大分県土地利用審査会条例
59		都市計画課	大分県屋外広告物審議会	15	11	2年					大分県屋外広告物条例
60		建築住宅課	大分県建築審査会	7	7	2年	○				建築基準法、建築審査会条例
61		建築住宅課	大分県建築士審査会	10	7	2年	○				建築士法
62		建築住宅課	大分県宅地建物取引業審議会	10	9	2年		○			宅地建物取引業法、宅地建物取引業審議会条例
63	教育委員会	高校教育課	大分県教科用図書選定審議会	20	20	1年					義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
64		高校教育課	大分県学校教育審議会	25	-	2年					大分県学校教育審議会条例
65		生涯学習課	大分県社会教育委員会	20	20	2年					社会教育法 大分県社会教育委員条例
66		生涯学習課	大分県立図書館協議会	10	10	2年					図書館法 大分県立図書館協議会条例
67		生涯学習課	大分県生涯学習審議会	20	-	2年					生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
68		文化課	大分県立歴史博物館協議会	20	19	2年					大分県立歴史博物館協議会条例
69		文化課	大分県立芸術会館協議会	20	17	2年					大分県立芸術会館協議会条例
70		文化課	大分県先哲叢書編さん審議会	15	15	2年					大分県先哲叢書編さん審議会条例
71		文化課	大分県文化財保護審議会	25	16	2年					大分県文化財保護審議会条例
72		体育保健課	大分県スポーツ振興審議会	20	20	2年					大分県スポーツ審議会条例

1 「委員数の上限」における( )書きについては、要綱等の規定による上限数

2 「委員数」に「-」の記載のある審議会等は、実質的に休止中のもの又は審議事項が生じた場合に委員の委嘱等を行うもの

表2 附属機関に準ずる機関(要綱等に基づき設置された機関)

(H17.2.21現在)

番号	部	事務局担当課	名称	委員			設置根拠				
				委員数の上限	委員数	委員の任期	法必置	法の「できる、規定による条例設置	条例設置	要綱等による設置	設置根拠となる法令、要綱等の名称
附属機関に準ずる機関											
1	総務部	行政企画課	大分県行財政改革推進委員会	(20)	20	2年					大分県行財政改革推進委員会設置要綱
2		行政企画課	大分県外部評価委員会	-	7	2年					大分県外部評価委員会設置要綱
3		行政企画課	大規模施設管理検討専門会議	(5)	4	2年					大規模施設管理検討専門会議設置要綱
4		職員課	大分県健康管理審議会	-	9	1年					大分県職員安全衛生管理規程
5		地方振興局	大分県農業農村整備環境情報協議会 地方協議会(9振興局)	-	3~8 計51	1年					大分県農業農村整備環境情報協議会設置要綱
6		地方振興局	農業制度資金地方審査会	-	15	-					農業制度資金地方審査会設置要綱
7	企画振興部	企画調整課	大分県新長期総合計画策定県民会議	(80)	77	H18.3.31					大分県新長期総合計画策定県民会議設置要綱
8		企画調整課	おおいた新世紀創造計画フォローアップ委員会	-	-	-					おおいた新世紀創造計画フォローアップ委員会設置要綱
9		企画調整課県民活動支援室	大分県におけるNPOとの協働指針検討会議	-	10	H17.3.31					大分県におけるNPOとの協働指針検討会議設置要綱
10		IT推進課	豊の国ハイパーネットワーク光ファイバーケーブル民間利用審査会	(7)	7	-					豊の国ハイパーネットワーク光ファイバーケーブル民間利用審査会設置要綱
11		観光・地域振興局	大分県温泉監視調査委員会	(6)	6	2年					大分県温泉監視調査委員会設置要綱
12	福祉保健部	医務薬事課	大分県歯科技工士試験委員	(10)	9	2年					歯科技工士試験委員規程
13		医務薬事課	大分県衛生検査精度管理専門委員	(4)	4	2年					大分県衛生検査精度管理専門委員設置要綱
14		医務薬事課	大分県救急医療対策協議会	(22)	22	2年					大分県救急医療対策協議会設置要綱
15		医務薬事課	大分県地域医療対策協議会	-	16	2年					大分県地域医療対策協議会設置要綱
16		医務薬事課	大分県地域医療計画策定協議会	-	-	2年					大分県地域医療計画策定協議会設置要綱
17		健康対策課	豊の国8020運動推進協議会	(15)	13	2年					豊の国8020運動推進協議会設置要綱
18		健康対策課	大分県小児慢性特定疾患対策協議会	(6)	6	2年					大分県小児慢性特定疾患対策協議会設置要綱
19		健康対策課	大分県エイズ対策専門家会議	(12)	12	2年					大分県エイズ対策推進要綱
20		健康対策課	大分県特定疾患対策協議会	(13)	12	3年					大分県特定疾患対策協議会規程
21		健康対策課	大分県原子爆弾被爆者手当認定委員会	(3)	3	2年					大分県原子爆弾被爆者認定委員会設置規程
22		健康対策課	生涯健康県おおいた21推進協議会	(25)	24	2年					「生涯健康県おおいた21」推進協議会設置要綱
23		高齢者福祉課	大分県老人保健福祉計画策定協議会	(31)	-	2年					大分県老人保健福祉計画策定協議会設置要綱
24		高齢者福祉課 国保医療室	大分県老人医療費適正化推進委員会	-	15	-					大分県老人医療費適正化推進委員会設置要綱
25		子育て支援課	おおいた子ども育成県民会議	(30)	27	2年					大分県子ども育成県民会議設置要綱
26		子育て支援課	大分県次世代育成支援計画(仮称)策定検討委員会	(15)	15	1年					大分県次世代育成支援計画(仮称)策定検討委員会設置要綱
27		子育て支援課	大分県母子家庭等自立促進計画策定委員会	-	8	-					大分県母子家庭等自立促進計画策定委員会
28		障害福祉課	授産活動活性化検討委員会		14						授産活動活性化検討委員会設置要綱
29	生活環境部	生活環境企画課	大分県新エネルギービジョンフォローアップ会議	-	11	-					大分県新エネルギービジョンフォローアップ会議設置要綱
30		生活環境企画課	ごみゼロおおいた作戦県民会議	(100)	100	-					ごみゼロおおいた作戦県民会議設置要綱
31		青少年・学事課 私学振興室	大分県公立学校教育協議会	-	20	-					大分県公立学校教育協議会設置要綱
32		廃棄物対策課	大分県産業廃棄物審査会	(10)	9	2年					大分県産業廃棄物処理施設設置等指導要綱
33		廃棄物対策課	大分県リサイクル認定製品認定審査委員会		10	2年					大分県リサイクル製品利用推進要綱
34		人権・同和対策課	大分県人権尊重社会づくり推進審議会	(20)	20	2年					大分県人権尊重社会づくり推進審議会設置要綱
35		食品安全・衛生課	大分県食品安全推進県民会議	(20)	20	2年					大分県食品安全推進県民会議設置要綱
36		食品安全・衛生課	大分県公衆浴場入浴料金委員会	(12)	-	-					大分県公衆浴場入浴料金委員会設置要綱
37		衛生環境研究センター	大分県衛生環境研究センター外部評価委員会	(8)	-	2年					衛生環境研究センター調査研究評価要綱(H16.3.1施行)
38		看護科学大学	大分県立看護科学大学顧問会	-	4	2年					大分県立看護科学大学顧問会規程

1 「委員数の上限」における( )書きについては、要綱等の規定による上限数

2 「委員数」に「-」の記載のある審議会等は、実質的に休止中のもの又は審議事項が生じた場合に委員の委嘱等を行うもの

表2 附属機関に準ずる機関(要綱等に基づき設置された機関)

(H17.2.21現在)

番号	部	事務局担当課	名称	委員			設置根拠					
				委員数の上限	委員数	委員の任期	法必置	法の「できる、規定による条例設置	条例設置	要綱等による設置	設置根拠となる法令、要綱等の名称	
39	商工労働部	経営金融支援室	大分県中小企業経営革新審査会	-	5	1年						・中小企業経営革新支援法に基づき(計画承認事務処理並びに大分県中小企業経営革新対策補助金交付内定事務処理要領 ・中小企業の経営革新に関する指針(平成11年通商産業省告示第403号)
40		工業振興課	大分県中小企業創造活動研究開発等事業計画認定審査委員会	-	7	1年						大分県中小企業創造活動研究開発等事業計画認定審査委員会設置要綱
41		工業振興課	大分県ベンチャーサポート資金審査会	-	6	2年						大分県ベンチャーサポート資金特別融資要綱、ベンチャーサポート資金審査会設置要綱
42		工業振興課	大分県創造的中小企業販路開拓支援事業(地場産業活力支援事業)補助金審査会	(5)	5	-						・大分県創造的中小企業販路開拓支援事業(地場産業活力支援事業)補助金審査要領
43		労政能力開発課	大分県産業労働問題懇話会	(18)	18	2年						・大分県産業労働問題懇話会設置運営要綱
44		工科短期大専攻	大分県立工科短期大学校運営委員会	(13)	13	2年						・大分県立工科短期大学校運営委員会設置要綱
45		竹工業・訓練支援センター	大分県デザイン保護審議会	(22)	19	2年						・大分県デザイン保護審議会規程
46	農林水産部	農山漁村支援課	大分県農山漁村ツーリズム推進協議会	-	15	1年						大分県農山漁村ツーリズム推進協議会規約
47		農山漁村支援課	大分県中山間地域等振興対策審査委員会	(6)	6	3年						中山間地域等直接支払交付金実施要領、経営構造対策実施要綱、生産振興総合対策実施要綱
48		農山漁村支援課担い手室	大分県指導農業士認定委員会	-	8	2年						大分県指導農業士認定委員会運営要領
49		農山漁村支援課担い手室	大分県就農計画認定委員会	-	12	1年						「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」に基づき(大分県就農計画要綱)
50		農山漁村支援課金融共済室	大分県林業・木材産業改善資金運営協議会	(9)	9	2年						大分県林業・木材産業改善資金運営協議会運営要領
51		農山漁村支援課金融共済室	大分県木材産業等高度化推進運営協議会	(10)	10	-						大分県木材産業等高度化推進運営協議会運営要領
52		農産振興課安全流通室	大分県地力増進対策協議会	-	14	-						大分県地力増進対策協議会設置要領
53		農林水産企画課技術管理室	大分県農業農村整備環境情報協議会	-	7	1年						大分県農業農村整備環境情報協議会設置要綱
54		農村計画課	大分県水田生態工学検討委員会	-	5	-						大分県水田生態工学検討委員会設置要綱
55		林務管理課	大分県森林病虫害等防除連絡協議会	-	12	2年						大分県森林病虫害防除連絡協議会規約
56		林業振興課	大分県特用林産振興協議会	(15)	15	-						大分県特用林産振興協議会規約
57		林業振興課	大分県産材需要拡大促進対策協議会	(25)	14	-						大分県産材需要拡大促進対策協議会会則
58		漁業管理課	大分県海面利用協議会	-	9	2年						大分県海面利用協議会規約
59		漁業管理課	大分県漁協経営強化対策協議会	-	17	-						漁協経営強化総合対策実施要領
60		水産振興課	大分県資源管理型漁業推進協議会	(16)	16	-						大分県資源管理型漁業推進協議会設置要綱
61		水産振興課	大分県沿岸漁業振興協議会	(23)	23	-						大分県沿岸漁業振興協議会設置要綱
62		農業技術センター	大分県農業技術センター運営協議会	-	13	2年						大分県農業技術センター運営協議会設置要綱
63		農業技術センター	大分県安全委員会	-	6	1年						大分県農業技術センター組替えDNA実験安全管理規程
64		柑橘試験場	大分県柑橘試験研究活性化懇話会	(15)	15	2年						柑橘試験研究活性化懇話会設置運営要領
65		農水産物加工総合指導センター	大分県農水産物加工総合指導センター運営評価委員会	(15)	15	2年						大分県農水産物加工総合指導センター運営評価委員会設置要項
66		畜産試験場	大分県畜産試験場試験研究推進協議会	(14)	14	1年						畜産試験場試験研究評価実施要領
67		畜産研修センター	大分県畜産研修センター研修計画検討委員会	(8)	8	1年						畜産研修センター研修規程
68	土木建築部	土木建築企画課	大分県入札監視委員会	(5)	5	2年						大分県入札監視委員会設置要綱
69		建設政策課	大分県事業評価監視委員会	-	9	2年						大分県事業評価監視委員会設置要綱
70		用地対策課	大分県補償検討委員会	(5)	5	2年						大分県補償検討委員会設置要綱
71		都市計画課	大分県地価鑑定評価委員会	(5)	5	1年						大分県地価鑑定評価委員会設置要領
72	出納事務局	会計課	大分県政府調達苦情検討委員会	(5)	4	2年						大分県政府調達苦情検討委員会設置要綱
73		用度管財課	県有財産利活用検討専門会議	(7)	7	2年						県有財産利活用検討専門会議設置要綱
74	教育委員会	高校教育課	高等学校改革プラン検討委員会		24	1年						高等学校改革プラン検討委員会設置要綱
75		福利課	大分県教育関係職員健康診断審議会	-	14	-						大分県教育関係職員健康診断審議会規則

1 「委員数の上限」における( )書きについては、要綱等の規定による上限数

2 「委員数」に「-」の記載のある審議会等は、実質的に休止中のもの又は審議事項が生じた場合に委員の委嘱等を行うもの

表2 附属機関に準ずる機関(要綱等に基づき設置された機関)

(H17.2.21現在)

番号	部	事務局担当課	名称	委員			設置根拠				
				委員数の上限	委員数	委員の任期	法必置	法の「できる、規定による条例設置	条例設置	要綱等による設置	設置根拠となる法令、要綱等の名称
76		体育保健課	大分県スポーツ振興基金運用委員会	(13)	13	2年					大分県スポーツ振興基金運用委員会規程
77		文化課	大分県立芸術会館の美術館資料収集委員会	(8)	8	2年					大分県立芸術会館の美術館資料収集委員会規定
78		義務教育課	大分県障害児適正就学指導委員会	(20)	20	1年					大分県障害児適正就学指導委員会規則
79		人権・同和教育課	大分県人権教育基本方針策定検討委員会	(8)	8	1年					大分県人権教育基本方針策定検討委員会設置要綱
80	企業局	企業局総務課	企業局事業のあり方検討委員会	-	5	1年					企業局事業のあり方検討委員会設置要綱

1 「委員数の上限」における( )書きについては、要綱等の規定による上限数

2 「委員数」に「-」の記載のある審議会等は、実質的に休止中のもの又は審議事項が生じた場合に委員の委嘱等を行うもの